

令和6年第2回市議会定例会付議事件表（その2）

6月19日提出

番 号	件 名
報告第 6号	議会の委任による専決処分事項の報告について

議会の委任による専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月19日提出

真岡市長 石坂 真一

記

専決第6号 損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 30 日

真岡市長 石 坂 真 一

損害賠償額の決定及び和解について

令和 6 年 5 月 7 日に発生した強風により、真岡市鬼怒ヶ丘 10 番地 1 の市有地にある樹木が倒れ、隣接する相手方所有の敷地内にあるネットフェンスを破損させた損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

- 1 損害賠償額 96,250 円
- 2 和解の条件 損害賠償として、破損させたネットフェンスの修繕費 96,250 円全額を真岡市の過失分として支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。
- 3 相手方 真岡市鬼怒ヶ丘 8 番地 3  
芳賀通運株式会社

代表取締役社長 塚 本 貴 士